

静岡県告示第57号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和元年5月24日、令和元年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和元年5月31日

静岡県知事 川勝平太

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
静岡市	蒲原、静岡海岸周辺の各一部	平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで
浜松市	中区野口町、新津町、船越町、北区引佐町伊平の各一部	〃
沼津市	松長、第2地区、東駿河湾環状線第1の各一部	〃
熱海市	網代の一部	〃
三島市	箱根山の一部	〃
富士宮市	大岩の一部	〃
島田市	道悦一丁目、阿知ヶ谷、御仮屋町、元島田、川根町家山の各一部	〃
富士市	水戸島、鈴川、前田、田子浦の各一部	〃
磐田市	立野、見付、掛塚、虫生の各一部	〃
焼津市	駅北、中、中港、石津、田尻北、石津港町、栄町、本町、小川、石津向町、石津中町、下小田中町の各一部	〃
掛川市	各和、上張、杉谷、東山口の各一部	〃
藤枝市	与左衛門、青南町の各一部	〃
御殿場市	印野、沼田、二子の各一部	〃
袋井市	山田、川会、岡崎、村松の各一部	〃
下田市	一丁目、二丁目の各一部	〃
裾野市	深良、岩波の各一部	〃
伊豆市	熊坂、瓜生野、八木沢、冷川の各一部	〃
伊豆の国市	壺之上の一部	〃
東伊豆町	熱川、片瀬の各一部	〃
河津町	浜の一部	〃
南伊豆町	湊、手石、下賀茂の各一部	〃
松崎町	松崎、江奈、宮内の各一部	〃
西伊豆町	中、仁科の各一部	〃
清水町	柿田の一部	〃
小山町	用沢の一部	〃

森町	亀久保、三倉の各一部	〃
静岡県森林組合 連合会	富士宮市粟倉の一部 掛川市丹間、大和田、居尻の各一部 浜松市春野町宮川、春野町川上、春野町田河内、水窪町奥領 家、龍山町下平山、天竜区熊の各一部 静岡市相俣、黒俣の各一部 森町三倉の一部 川根本町青部の一部 島田市川根町身成の一部	〃
計	26市町1組合	